

特別養護老人ホーム グレースガーデン越谷 優先入居取扱い規程

1 目的

この規程は、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に基づき、特別養護老人ホーム・グレースガーデン越谷（以下「施設」という。）が入居に関する手続き及び入居の必要性を評価する基準等を明示することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

2 入居の対象となる者

入居の対象となる者は、原則**要介護度3～要介護度5**の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

また要介護度3～要介護度5の認定を受け介護保険施設等に入所している者及び病院に入院している者についても対象とする（要介護1又は要介護2の方であっても、やむを得ない事由がある方については、特例的に入居を認める）

3 入居申込み及び入所決定の手続き

(1) 入居の申し込み

入居の申し込みは、入居希望者又は家族等が特別養護老人ホーム優先入居申込書（以下「申込書」という。）他、添付書類を当施設に直接提出・郵送して行う。

(提出書類)

- ・特別養護老人ホーム・グレースガーデン越谷 入居申込書・状況確認書
※要介護1又は要介護2の方は、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な理由を記載した書類
 - ・介護保険証のコピー
 - ・介護保険負担限度額認定証のコピー（お持ちの方）
 - ・サービス利用票（介護保険の居宅サービスを受けている方は直近3か月分のコピー）
- なお、申込内容に変更が生じた場合に連絡し、施設が必要と認めた時には再度申込書を提出する。

(2) 入居申し込みの受付

- ① 施設は申込者に対し、この規定に定める入居決定の手続き及び入居の必要性を評価する基準等について説明または規定の交付を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。
- ② 施設は申込書を受け付けた場合には別に備える受付簿にその内容を記載し、管理する。

(3) 入居順位決定の手続き

施設は、入居順位の決定に係る事務を処理するための合議制の入居検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

① 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成し、必要時に医師、第三者委員等を加え施設長がこれを任命する。

② 委員会の開催

委員会は施設長が召集し、原則として毎月1回開催する。

③ 委員会の所掌事務

委員会は、特別養護老人ホーム優先入居決定調査票（以下「調査票」という。）選考者名簿及び申込書等に基づいて入居の必要性を総合的に検討し、入居順位の決定を行う。

④ 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、5年間保管しておくものとする。越谷市から求められた場合には提出しなければならない。

⑤ 結果の通知

施設は、申込受付後最初に開催する委員会で決定された順位について申込者に特別養護老人ホーム優先入居順位検討結果通知書により通知する。

⑥ 説明責任

施設は、入居希望者又は家族等から入居順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

⑦ 守秘義務

施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入居希望者及び家族に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(4) 入居順位決定後の再確認等

施設は、入居順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

4 入居の必要性を評価する基準

施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位をつけた選考者名簿を調整する。

(1) 入居順位の評価基準

施設は、次の項目について別表の「入居順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

① 介護の必要の程度及び心身の特性

- ② 介護者の状況
- ③ 在宅介護の状況
- ④ 本人の住所地

なお、この方法で順位づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

- ① 待機期間（長短の順）
- ② 年齢（高い順）

（２）施設の受入れ体制による調整

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

- ① 性別に応じたユニット・居室の状況
- ② 認知症に対する施設の受入体制
- ③ 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制
- ④ その他、入居検討委員会がやむを得ないと判断する特別の理由がある場合

（３）入居辞退者の取扱い

入居希望者の都合により、入居の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げる。入居辞退してから1年の間に、入居辞退者から再度の申し出がない場合には選考者名簿から抹消し、受付簿にその旨記載する。

5 入居順位決定の特例

次の場合には施設長の判断により例外的に入居順位の設定ができる。

- （１）老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合。
- （２）緊急的な入居の必要性が認められ、委員会を召集する余裕のない場合。
- （３）指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第39号）第19条に定める入居者の入院期間中の取扱いによる場合。

6 指針の公表

この指針は公表する。

7 指針の見直し

この指針は、必要に応じて見直しを行う。

8 適用時期

この指針は、平成27年3月1日から適用する。

